

令和 3 年度 JEES・豊田通商留学生奨学金 募集・推薦要項

公益財団法人日本国際教育支援協会(以下「本協会」という。)では、豊田通商株式会社(代表取締役社長 貸谷伊知郎 氏)のご支援により、「令和 3 年度 JEES・豊田通商留学生奨学金」(以下「本奨学金」という。)の奨学生を下記により募集する。

記

1 目 的

本奨学金は、日本の大学に在籍する様々な国からの優秀な私費外国人留学生に対して、奨学金を支給することによって在学中の経済的不安を緩和し、学習効果を高めると同時に、国際交流を促進し人材の育成に寄与することを目的とする。

2 本奨学金の寄付者及び寄付の趣旨

本奨学金の寄付者である豊田通商株式会社(以下「寄付者」という。)は、昭和 23 年に設立され、金属、グローバル部品・ロジスティクス、機械・エネルギー・プラントプロジェクト、自動車、化学品・エレクトロニクス、食料・生活産業、アフリカの 7 本部における各種商品の輸出入取引、外国取引および関連商品の製造・加工・販売サービスの提供や事業投資等を行い、世界中に持つネットワークと国際協業のノウハウ、またトヨタグループの中で培った強みを十分に発揮し、総合商社として新しい事業領域への挑戦を果敢に続けておられる。

寄付者は、豊田通商国際育英会を通じて 22 年間にわたり約 120 名の留学生へ奨学金を支給した実績を持っており、国際的な社会貢献活動の継続を目指すと同時に、様々な海外諸国との国際交流を促進し良好な友好関係を構築することを趣旨として、資金を提供された。

3 応募資格

次の各号のすべてに該当する者。

- (1) 令和 3 年 4 月に、本協会が指定する日本国内の大学(以下「大学」という。)の学士課程 3 年次、修士課程、専門職学位課程または博士課程に正規生として在籍する私費外国人留学生。在留資格は留学であること。
- (2) 採用された場合の受給期間が令和 3 年 4 月より 1 学年相当以上ある者。
- (3) 経済・法律等の社会科学、人文科学及び理学、工学を専攻する者。
- (4) 将来、日本と自国の発展のために貢献する意欲のある者。
- (5) 留学の目的又は計画が明確で、留学の効果が期待できる者。
- (6) 経済的援助を必要とする者。
- (7) 本奨学金の支給期間中、他の奨学金の支給を受けない者[貸与型(返済が必要なもの)奨学金、学費免除及び一時金は除く]。
- (8) 在籍大学の長の推薦を受けることができる者。

4 採用人数

15 名程度

5 支給内容

月額奨学金 100,000 円

6 支給期間

令和 3 年 4 月より令和 5 年 3 月まで。

なお、支給期間内に在籍課程を修了し同一大学の上位課程に進学したものは所定の手続きにより支給期間の終了まで継続受給できる。

7 応募・推薦方法

- (1) 本奨学金を受けようとする者(以下、「応募者」という。)は、所定の様式による願書を、大学を通じて、本協会理事長(以下「理事長」という。)に提出するものとする。
- (2) 大学の長は、3に挙げる応募資格に該当する者について、8に挙げる応募・推薦書類を理事長に提出するものとする。なお、推薦人数等については、別途依頼文で示す。

8 応募・推薦書類

- (1) 願書(別紙様式 1。原則として、日本語で記載されたもの。) 1 通
- (2) 応募者の写真(最近 6 か月以内に撮影したもの。4.0cm×3.0cm、上半身、脱帽、裏面に氏名を記入し、願書の所定欄に貼付すること。) 1 葉
- (3) 推薦書(別紙様式 2。推薦理由は指導教官等が記入すること。) 1 通
- (4) 令和元年度学業成績証明書(提出できない場合は令和 2 年度前期学業成績証明書) 1 通
※日本語以外で記載されたものについては和訳を添付すること。

9 応募・推薦書類の提出期限

令和 2 年 12 月 4 日(金)本協会必着。なお、締切期日を過ぎた場合や提出書類に不備のある場合は、受理しない。また、提出書類は一切返却しない。

10 選考方法及び結果の通知

理事長は、7の(2)により推薦された者について、寄付者とともに選考を行い、奨学生を決定する。結果は、令和 3 年 2 月中を目途に大学を通じて通知する。なお、採否に関する照会には応じない。

11 支給方法

本奨学金は、別に定める方法により、大学を通じて支給する。

12 受給者の義務

- (1) 受給者は、本奨学金支給期間中の学習・研究状況について、学業成績証明書と共に、毎年度末及び奨学金受給終了後、所定の様式により、大学を通じて本協会に提出すること。
- (2) 受給者は、寄付者主催の、事業内容の理解促進に係る交流会等の案内があった際は、原則として参加すること。なお、第 1 回目の交流会は令和 3 年 4 月上旬に、豊田通商株式会社東京本社(品川)または名古屋本社において、開催を予定している。
- (3) 受給者は、本奨学金受給期間中及び受給終了後、本協会又は寄付者の要請に応じ、アンケート等への回答をすること。
- (4) 受給者は、学籍に変更があった場合、所定の様式により大学を通じて本協会へ遅滞なく届け出ること。
- (5) 受給者は、住所・連絡先に変更があった場合、大学在籍中は所定の様式により大学を通じて、大学卒業後は任意の様式により直接本協会へ遅滞なく届け出ること。
- (6) 本奨学金を受給した者は、自身の進路について、大学卒業時に所定の様式により、大学を通じて本協会に報告すること。

13 本奨学金の支給の休止または終了および決定取消

- (1) 受給者が大学を長期欠席(1 か月以上)した場合は、本奨学金の支給を休止する。なお、休止事由が止んで、所定の様式により奨学金支給の再開を願い出たときは、6 に記載した奨学金の支給期間内において奨学金の支給を再開することがある。但し、6 の支給期間は延長しない。
- (2) 受給者が、次の①から④のいずれかに該当した場合には、本奨学金の支給を終了する。
 - ① 大学を卒業、退学、除籍、停学、休学または留年(相当すると認められる場合も含む)した場合。
 - ② 本奨学金受給者の義務を怠った場合。
 - ③ 募集・推薦要項の定める事項に該当しなくなった場合。
 - ④ その他受給者として相応しくないと判断された場合。
- (3) 応募・推薦書類の記載事項に虚偽のある場合は、本奨学金の支給決定を取り消す。

14 その他(注意事項等)

- (1) 受給者は、原則として、本奨学金の返還義務を負わない。ただし、13 に挙げる事項に該当する場合、すで

に支給している奨学金の返還を求める場合がある。また、本奨学金寄付者への入社その他の付帯義務を負うものではない。

- (2) 奨学金採用決定(本奨学金採用決定通知を大学が受領した時点)前に他の奨学金の受給が決まった場合、大学を通じて本協会に速やかにその旨報告しなければならない。また、本奨学金奨学生として採用された場合、受給期間終了まで本奨学金を辞退し、他の奨学金を受給することはできない。
- (3) 受給開始から終了まで他の奨学金に応募することはできない。(ただし、本奨学金の受給終了後に支給を開始する他の奨学金は除く。)
- (4) 所属大学の留学制度等を利用して海外に留学する場合、長期欠席又は休学の扱いとならなければ、支給を継続する。
- (5) 過去、本奨学金を受給した者は再度応募することはできない。

15 個人情報の取扱いについて

(1) 個人情報の管理

本協会は、本奨学金に関連して取得した願書・報告書等に記載される全ての個人情報を本協会の個人情報保護方針に基づき、細心の注意のもと管理・利用・破棄する。また、あらかじめ本人の同意がない限り、個人情報を他の第三者へ開示・提供しない。

(2) 個人情報の利用目的

本協会は、本奨学金に関連して取得した個人情報を適切に管理し、下記以外の目的には利用しない。

- ① 本奨学金の奨学生を決定するため。
- ② 本奨学金支給事務のため。
- ③ 本奨学金授与式または交流会・インターンシップ等の開催時に利用するため。
- ④ 本協会実施の学生援助プログラムの案内や参加の際の連絡手段として利用するため。
- ⑤ 報告書、お礼状、近況報告等を事前に受給者本人からの承諾を受けた上で、本協会及び本奨学金寄付者のホームページ等において広報目的に利用するため。

16 応募・推薦書類の提出先・問い合わせ先

公益財団法人 日本国際教育支援協会 学生支援部 国際教育課
〒105-0003 東京都港区西新橋 1-13-1 DLXビルディング 12 階
TEL:03-5454-5274 FAX:03-5454-5242 E-mail: ix@jees.or.jp

以 上